

# 4つの特長

## 1 地震などの自然災害に強い。

火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。

## 3 ケガにも備えられる。

建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。



## 2 満期共済金がある。

掛け捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。満期共済金は、一括で受け取ることも、分割して受け取ることもできます。

## 4 いろいろな出費も安心。

火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。

ご契約例  
（お問い合わせ：請け合意）

保障期間30年の場合（共済期間10年：継続回数2回の場合）、木・防火造、実損てん補特約付、臨時費用共済金の支払割合30%

火災共済金額  
1,000万円

満期共済金額  
34万円

協定共済金額  
1,000万円

共済掛金（月払い）

ご加入後10年間  
(口座振替払い共済掛金)

1日あたり

4,672円→154円

令和5年4月現在

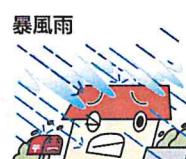
## 台風などのとき



ひょう



豪雪。



暴風雨

- 損害割合が5%以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

## 火災・落雷などのとき



火災  
地震などによるものを除きます。



落雷

破裂または爆発  
地震などによるものを除きます。



給排水設備に生じた事故による水ぬれ  
自然災害によるものを除きます。



建物外部からの物体の衝突  
または  
建物内部での車両の衝突  
騒じょうなどに伴う暴力行為  
または  
破壊行為



損害の額



臨時費用共済金

特別費用共済金

残存物とりかづけ費用共済金

火災・落雷などのとき、さらにこんな費用もお支払いします。 ● 損害防止費用共済金 ● 失火見舞費用共済金 ● 盗難再発防止費用共済金

## 地震などのとき

地震



地震による津波



火山の噴火または爆発



損害割合が5%以上のとき

500万円×損害割合

地震共済金※1【限度額】損害の額×50%

## 満期のとき

満期共済金

34万円  
+ 割りもどし金※2

※1 地震などによって生じた火災・破裂または爆発によるものを含みます。 ※2 割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれます。その都度変動し、経済情勢などによっては0になる場合もあります。

死 亡 さ れ た 場 合	● 1人につき（火災共済金額×30%） <b>300万円</b> 傷害共済金 【限度額】1人につき 1,000 万円
の 場 合	● 1人につき（火災共済金額の30%×支払割合） <b>150万円～300万円</b> 傷害共済金 【限度額】1人につき 1,000 万円 × 支払割合

施 設 ま た は の 場 合	● 1人につき（火災共済金額×5%） <b>30万円</b> 傷害共済金 【限度額】1人につき 30 万円 (10日以上入院して治療または施術を受けられた、または 30 日以上入院もしくは通院して治療または施術を受けられた場合)
--------------------------------------	--

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご確認ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

くらしの保障、相談するなら JAあいら

資料のご請求とお問い合わせ先

お近くの JAあいら各支店へ

本所 共済部 (0995)55-7309	加治木支所 (0995)63-1133	始良支店 (0995)65-3131	清生支所 (0995)52-1135	清辺支店 (0995)59-2211	柳川支所 (0995)72-0311	奥野支所 (0995)74-3151
吉松支所 (0995)75-2121	牧園支所 (0995)76-1121	隼人支所 (0995)42-1121	霧島支所 (0995)57-1211	国分支店 (0995)45-1033	福山支所 (0995)56-2201	23464000103